

宮内庁業務継続計画

第1章 計画の目的

本計画は、政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月28日閣議決定）に基づき、宮内庁大規模地震防災計画（平成8年11月1日付け宮内秘発第1554号）を前提に、首都直下地震が発生し、当該地震が東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合（以下「首都直下地震発生時」という。）において、優先的に実施する業務（以下「非常時優先業務」という。）とこれを実施するために必要な執行体制、執務環境等を定めるものである。

なお、本計画を基本として、各部局ごとに、実施要領を備えることとする。

※ 宮内庁大規模地震防災計画の策定方針

- ① 天皇陛下及び上皇陛下並びに皇族方の安全を確保すること。
 - ② 震災時における迅速かつ的確な対応が可能となるよう事前対策を講ずること。
 - ③ 震災の危険が生じ、又は震災が発生した場合には、速やかに各部局の職員で構成する対策本部を設置し、各部局の有機的連携の下に、適切かつ効率的な対応を図ること。
 - ④ 天皇陛下及び上皇陛下並びに皇族方の安全確保の具体的指針をあらかじめ定めるとともに、震災が儀式・行事中又は行幸啓等の際に発生した場合には、弾力的な対応を講ずること。
 - ⑤ 震災時における情報処理の重要性にかんがみ、災害対策の実施に必要な情報の迅速な収集及び処理に努めること。
 - ⑥ 震災による事態の混乱を速やかに收拾するため、関係機関と連携しつつ、復旧対策を講ずること。
 - ⑦ 勤務時間外における震災の発生に際し、宿直等の職員が応急の対応をするほか、一般職員についても、勤務時間、勤務場所等に関し、弾力的な勤務体制をとるものとする。
- また、状況に応じて、京都事務所など地方支分部局等は支援措置を行うこと。
- ⑧ 皇居内に避難者を収容する必要がある場合には、避難場所への誘導や生活条件の整備など地方自治体と協力して必要な措置を講ずること。
 - ⑨ 皇宮警察本部、千代田区、東京消防庁など関係諸機関との密接な連絡調整を図り、災害対策の円滑な実施に努めること。
 - ⑩ 震災全体の状況、皇室の御動静などの情報について、内閣官房その他関係機関との情報連絡の緊密化に努めること。

第2章 想定災害と業務継続への影響

中央防災会議で想定されている都心南部直下地震（M 7.3，東京 2 3 区の最大震度 7 ※）が発生した場合を想定する。

この場合，中央防災会議から示された「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成 2 5 年 1 2 月）を念頭に置いた上で，政府業務継続計画（首都直下地震対策）における被害想定を前提に，宮内庁においては以下のような過酷な被害等が生じ，業務継続に影響が出るとを想定する。

※千代田区，港区，渋谷区は震度 6 強

庁舎	倒壊のおそれはない。ただし，部分的に軽微な被害（柱，壁等にクラック等）が発生する可能性はある。
建物内部	固定されていないオフィス家具等については，転倒，落下のおそれがある。 ガラスは，一部破損する可能性がある。
周辺火災	千代田区は，東京都の調査により，大規模な延焼火災のおそれがないと認められ，区内全域が広域的な避難を要しない地区内残留地区に指定されている。
周辺環境	「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（平成 2 4 年 4 月 東京都防災会議）によると，平日 1 4 時台における東京駅周辺の屋外滞留者（※駅周辺で私用，不明の目的で滞留している人の総数）は約 3 万 4 千人と想定されている。
電力	発災直後は都区部の約 5 割が停電。供給能力が 5 割程度に落ち，1 週間以上不安定な状況が続く。 庁舎への配電が復旧するには 1 週間かかる見込み。
通信	庁舎への商用電話回線の不通は 1 週間継続する。 (内線電話・PHS) 庁内配線断裂の可能性は低い。断裂しなければ使用可能。 (一般電話・携帯電話) 輻輳（混雑して繋がりにくいこと。）のため，9 割の通話規制が 1 日以上継続。メールは遅配が生じる可能性。携帯基地局の非常用電源が切れると停波。 (優先電話) 一般電話と比較して繋がりがやすいとされる。 * 優先電話は発信のみ優先扱いとなっており，着信については，一般電話と同じ。 (インターネット) ネットへの接続は，一般電話の伝送路の被災状況に依存する。 ただし，庁内のネットワークシステムについては，冗長化等の措置を講じているため，使用ができなくなる可能性は低い。
上下水道	都区部で約 5 割が断水。約 1 割で下水道の使用ができない。 庁舎への断水は 1 週間継続し，下水道の利用支障は 1 か月継続する。
ガス	管路被害による機能停止が 1 週間継続。

	事業者による供給が復旧するまで使用不可。
鉄道	地下鉄の運行停止が1週間継続。JR及び私鉄の運行停止が1か月継続。 その間は、遠距離通勤者を中心に、登庁が困難となる。
道路	主要道路の啓開（障害を取り除いて切り開くこと。）には1週間を要する。 その間は、食料や飲料水、燃料等の物資の調達が困難となる。

第3章 非常時優先業務

1 基本的な考え方

発災直後は、直ちに天皇陛下及び上皇陛下並びに皇族方の安全を確保し、緊急に制定される政令の公布（国事行為）等に必要となる事務体制を確保するとともに、順次、宮内庁大規模地震防災計画に定めるその他の業務を速やかに実施する。

2 非常時優先業務

(1) 発生直後から概ね3日目まで

① 天皇陛下及び上皇陛下並びに皇族方の安全確保

直ちに、天皇陛下及び上皇陛下並びに皇族方の安全を確保するとともに、皇室の御動静について内閣等関係機関に伝達する。

② 大規模地震災害の発生に伴い緊急に制定される政令の公布（国事行為）等に必要となる事務体制の確保

ア 御執務環境の整備

イ 御璽及び国璽の管理

ウ 関係機関との連絡手段の確保

③ 天皇陛下及び上皇陛下並びに皇族方の側近奉仕及び侍側奉仕に関する業務の実施

天皇陛下及び上皇陛下並びに皇族方の安全を確保した後は、十分な奉仕体制を維持し、御生活に支障が生じないように、業務を実施する。

④ 皇居等における医療、保健衛生、防疫

宮内庁病院を中心に医療体制を確保するとともに、皇居、赤坂御用地等における衛生環境の維持を実施する。

⑤ 皇居等における交通の確保及び緊急輸送活動

皇居、赤坂御用地等における緊急輸送ルートを確認するとともに、輸送に必要な車馬を確保し、緊急輸送活動を実施する。

⑥ 皇居等におけるライフライン施設及びインフラ施設の応急復旧、二次災害・複合災害の防止

皇居，赤坂御用地等における主要なライフライン施設及びインフラ施設の応急復旧を行うとともに，二次災害・複合災害を防止するために必要な措置を実施する。

- ⑦ 儀式及び行事中における参列者，来庁者等の安全確保，帰宅困難対応
儀式及び行事中における参列者，来庁者等の安全確保を直ちに行うとともに，これらの者が帰宅困難な場合の対応を実施する。
- ⑧ 皇居東御苑における入園者，退避者への対応
皇居東御苑において，入園者の安全確保を直ちに行うとともに，千代田区が同所を災害時退避場所に指定したことに基づき，入園者及び退避者に対する帰宅困難者一時受入施設の情報提供等を実施する。
- ⑨ 予定されていた儀式及び行事の中止又は延期に関する調整
 - ア 関係機関への連絡・調整
 - イ 国民への周知等
- ⑩ 予定されていた行幸啓，行啓及びお成りの中止又は延期に関する調整
関係機関への連絡・調整
- ⑪ 被災地へのお見舞いの行幸啓等に係る事務
関係機関への連絡・調整

(2) 概ね3日目から1週間まで

(1) ②から⑥及び⑨から⑪に掲げる業務を引き続き実施する。

(3) 概ね1週間以降

(1) ②から⑥及び⑨から⑪に掲げる業務を引き続き実施する。

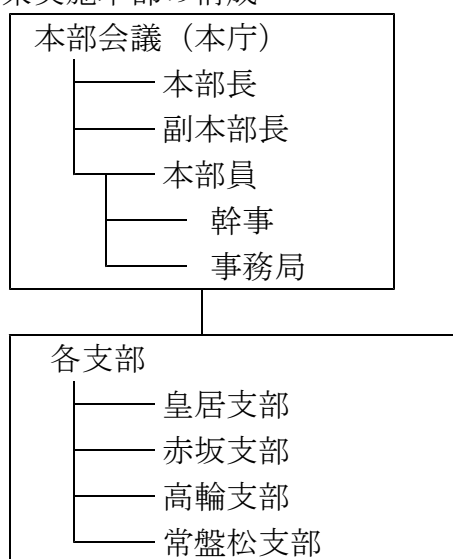
第4章 執行体制

1 迅速な初動体制の確立

宮内庁大規模地震防災計画に基づき，迅速に初動体制を確立する。

- (1) 勤務時間内にあつては，速やかに災害対策実施本部を設置する。
- (2) 勤務時間外又は休日等にあつては，震度5強以上の地震が東京都千代田区，港区又は渋谷区の区域において発生した場合は，応急対策実施本部を設置し，その後，職員の参集状況を踏まえて災害対策実施本部へ移行する。
- (3) 災害対策実施本部においては，皇室の御動静等の諸情報を収集し，内閣官房その他関係機関との連絡を緊密にするとともに，収集した諸情報について，報道機関への情報提供，ホームページへの掲載等により国民への周知等を行う。

＊ 対策実施本部の構成



2 関係機関との連携協力

首都直下地震発生時において、宮内庁大規模地震防災計画に定めるところにより、庁内各部局は、情報の収集、分析及び発信、非常時優先業務及び当該業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務（以下「管理事務」という。）の実施、職員の派遣等について相互に連携協力するとともに、京都事務所、正倉院事務所及び御料牧場等は、職員の派遣、資材、物資等の提供・輸送について、本庁と緊密な連携を図る。

皇宮警察本部、千代田区、東京消防庁など関係諸機関と緊密に連携を取りつつ、的確な業務の実施を図る。

また、電気、ガス、通信等の公益的事業を営む機関、民間事業者等との間において、日頃から、発災時における安定的な供給及び施設被災時の早期の復旧について認識を共有するなど、協力体制の充実に努めていくものとする。

3 職務代行者の選任

非常時優先業務及び管理事務（以下「非常時優先業務等」という。）の職務代行については、以下のとおりとする。

(1) 本部長

対策実施本部長たる宮内庁次長に事故があるときは、管理部長、審議官、皇室経済主管、長官官房秘書課長の順位により職務の代行を行うものとする。

(2) 各部局における責任者

各部局は、非常時の場合において必要な職務代行の体制を、あらかじめ実施要領に定めるものとする。

4 参集要員の指定

(1) 応急対策実施本部職員

宮内庁大規模地震防災計画に基づき、毎年、応急対策実施本部職員の指定を行い

，動員表を更新する。

なお、指定に際しては、より効率的な業務実施が可能となるよう、各担当への割り振りや、各担当ごとの責任者及び副責任者の選定等につき、職員の職務経験等も踏まえることとする。

(2) 非常時優先業務等を実施するための要員

首都直下地震が通常の勤務時間以外の時間に発生した場合には、(1)の応急対策実施本部職員が参集し、非常時優先業務等に当たることになるが、職員が1週間にわたり交代で常駐して業務を実施できるよう、経過時間ごとの参集可能な人数を把握した上で、効率的な人員体制の運用を図ることとする。

5 発災時の行動

発災時にとるべき職員の行動は、おおむね以下のとおりである。

(1) 勤務時間内に発災した場合

① 発災直後に非常時優先業務等に従事する職員

イ 災害対策実施本部の編成に従い、又は同本部の指示を受け、非常時優先業務等に従事する。

ロ 家族の安否を確認する。家族との連絡が取れない場合には、非常時優先業務等に従事しない職員に安否確認を依頼する。

② ①以外の職員

イ 勤務時間終了後も、災害対策実施本部の指示があるまで退庁せず、庁舎内で待機する。

ロ 庁舎内で待機中は、家族の安否を確認するほか、他の職員の家族の安否確認、執務室等の片付け、機器のチェック及び不具合の対応、飲食物等の調達、休憩スペースの確保等の業務に従事する。

(2) 勤務時間外又は休日等に発災した場合

① 応急対策実施本部職員に指定されている職員

イ 東京都千代田区、港区又は渋谷区の区域において震度5強以上の地震が発生した場合は、本人及び家族の安全を確保し、安否情報を所属部局に報告した上で、動員表に従って参集し、非常時優先業務等に従事する。

ロ 参集の際は、本人用の飲食物を持参することが望ましい。

ハ なお、状況により参集することが困難であると判断する場合は、所属する担当の責任者にその旨を連絡し、自宅等で待機し指示を待つ。

② ①以外の職員

イ 東京都千代田区、港区又は渋谷区の区域において震度5強以上の地震が発生した場合は、本人及び家族の安全を確保し、安否情報を所属部局に報告した上で、所属部局に参集し、応急対策実施本部の指示により非常時優先業務等に従事するよう努める。

ロ 参集の際は、本人用の飲食物を持参することが望ましい。

ハ なお、状況により参集することが困難であると判断する場合は、所属部局にその旨を連絡し、自宅等で待機し指示を待つ。

6 安否確認

職員及びその家族の安全の確保は、業務継続の第一歩であり、あらかじめ具体的な安否確認の方法を整理しておく必要がある。

その際、重要となるのは、勤務時間外又は休日等における安否確認の方法であるが、電話は不通又は輻輳（混雑して繋がりにくいこと。）することが想定されることを踏まえ、安否確認システム（勤務時間外に参集要員へ参集を指示するシステム並びに全職員及びその家族の安否等に関する情報を自動的に集約するシステム）を導入した。そこで、平素から、安否確認システムを活用した安否確認訓練を行う*。

なお、家族の安否確認については、普段から家庭内でメールや災害用伝言ダイヤル等の連絡方法を確認しておくよう徹底を図ることとする。

*さらに、発災時に通信手段の一部が確保できない状況も想定し、携帯電話以外からの安否確認システムへの返信等、複数の情報伝達手段を活用した訓練も行うことが望ましい。

7 帰宅困難者への対応

当庁へは、儀式・行事への参列者、皇居勤労奉仕団、皇居参観者、各種商工業者など、経常的に多くの来庁者があることから、首都直下地震発生時にはこれらの者の安全を確保するとともに、帰宅が困難な場合には、当庁の施設において適切な対応を実施することとする。

なお、一般の帰宅困難者については、皇居東御苑において、千代田区が同所を災害時退避場所に指定したことに基づき、災害情報や帰宅困難者一時受入施設情報の提供等を実施することとする。

第5章 執務環境

1 庁舎

御所、殿邸、宮殿、本庁庁舎を始めとする主要な建物については、耐震性が確保されており、設備等を含めて大きな被害はないと想定される。

ただ、発災時には、職員の安全を確保し、また、非常時優先業務の円滑な実施を可能とするため、各部局において、速やかに各執務室等の被害状況及び使用の可否を判断する必要がある。あらかじめチェックシートの整備を行うなどの準備を進める必要がある。また、事務の平常化まで長期化することも想定し、休憩室・仮眠室等、休養が取れる場所について、あらかじめ決めておく必要がある。

2 什器転倒・ガラス飛散防止対策

発災時における負傷の防止及び宮内庁の業務継続の観点より、各部局において、什器の転倒、書類・備品類の落下の防止、ガラスの飛散防止、重要なOA機器の固定、貴重品の管理等につき、必要な措置を積極的に実施するものとする。

具体的な対策の実施に当たっては、東京消防庁のハンドブックを参考とする。

「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」

(東京消防庁 平成27年度版)

3 電力

外部からの電力供給が中断した場合には、非常用発電設備により対応する。

(皇居地区)

設備管制所の非常用発電設備により、皇居全域の施設に電力供給を行うが、設備管制所から各施設までの配電線路が損傷を受けた場合には、各施設ごとに設置された発電設備により電力の供給を行う。

電力は、冷暖房を停止するなど最小限度の事務を実施するために必要な機器のみの使用及び設備の運転時間を制限することで、1週間程度までの電力の確保が可能である。

(赤坂御用地等)

各施設ごとに設置された非常用発電設備により、電力供給を行う。

冷暖房を停止するなど最小限度の事務を実施するために必要な機器のみの使用及び設備の運転時間を制限することで、1週間程度までの電力の確保が可能である。

4 通信

発災時の通信手段として、以下のものが備えられているが、それぞれの特性に応じた効果的な活用方法を、事前に検討しておく必要がある。

(1) 電話

① 一般電話・携帯電話

輻輳（混雑して繋がりにくいこと。）のため、9割の通話規制が1日以上継続。メールは遅配が生じる可能性。携帯基地局の非常用電源が切れると停波。

② 災害時優先電話

「発信」が一般電話に比べて優先されるものであり、「受信」が優先されるものではない。

③ 内線電話・PHS

庁内配線断裂の可能性は低く、使用可能と想定される。

④ 衛星携帯電話

衛星携帯電話については、使用可能と想定される。

(2) 無線

① 中央防災無線網

災害時に、総理大臣官邸、中央省庁及び全国の防災機関相互の通信を確保するために整備された政府専用無線網。宮内庁においても、中央防災無線電話及びファクシミリ、衛星通信回線（必要時のみ接続）が設置されている。

② 業務用無線

災害時の連絡用として宮内庁内で設置している無線機。

(3) 情報ネットワークシステム

- ① 庁内LAN回線及び主要サーバについては、2台構成とする冗長化を行っており、回線断裂及び機器停止のリスクの低減を図っている。
- ② 情報システムに係るファイルサーバを始めとしたデータについては、同時被災を回避するため、地方支分部局の京都事務所にバックアップを行っている。

5 食糧及び水

食糧については、全職員の3日分を備蓄しているところであり、今後は参集要員の1週間分の備蓄を実施していく。

また、庁舎に入居している施設等の職員及び前章7で帰宅困難者として対応を想定する来庁者についても、3日分程度の備蓄を計画的に実施していく。

なお、水についても食糧と同様に、ペットボトル入りのミネラルウォーターの備蓄を実施していくが、受水槽（水道水）及び貯水池等（井戸水）も併せて活用を図ることとし、今後はさらに、給水管の耐震化について進めていく必要がある。

6 トイレ

下水道が被害を受けた場合、使用を続けると、漏水による二次災害の発生のおそれがあり、また、復旧工事に支障を来すことになる。

そこで、非常時優先業務等に当分の間従事することになる職員数等に対応できるよう、必要となる簡易トイレ等の備蓄を進める必要がある。また、排水管の耐震化についても、進めていく必要がある。

なお、長期間にわたる利用支障に備え、首都直下地震発生時における仮設トイレやマンホールトイレの設置等、必要な対策を実施していく。

7 非常用災害物品

皇居内、赤坂御用地内に防災備蓄倉庫を設置し、発電機、携帯電灯、小型テレビ、ツルハシ、ハンマー、梯子、毛布、担架などの備蓄を行っている。引き続き必要数の精査を実施し、不足分の備蓄を推進する必要がある。

8 職員各自の取組み

地震の発生を想定して職員各自で必要なもの、例えば、がれき等が散乱する中を帰宅する際に長時間歩くための靴や飲料水等について、各自で用意を行うこととする。

9 代替庁舎

首都直下地震発生時に、宮内庁本庁舎の全部又は一部が使用不能となる場合を想定し、代替庁舎として、

管理部大膳課事務室（宮殿1階）
を設定する。

代替庁舎には、災害対策実施本部に係る業務を移転することとし、同庁舎への配電、給水、通信等、十分な執務環境を確保するための措置を実施していく。

第6章 教育・訓練及び計画の見直し

1 教育の実施

職員に対し、首都直下地震発生時において非常時優先業務を実施することの意義、非常時優先業務の内容、非常時優先業務を実施するために必要な執行体制、執務環境等について、各種研修や訓練の実施の機会を捉え、教育を実施するものとする。

2 訓練等

業務の継続性を確保するためには、平素から、全職員が業務継続の重要性を共通の認識として持つことが大切である。

そのためにも、発災時の対応について全職員が具体的にイメージすることが重要であり、宮内庁大規模地震防災計画、本計画及び本計画を基本として各部局ごとに定める実施要領に則って、各部局及び各職員単位での具体的な行動に関する訓練を実施していく必要がある。

(例)

- ・机上訓練や意思決定訓練
- ・徒歩参集訓練
- ・安否確認訓練
- ・災害対策実施本部設置訓練
- ・避難者・帰宅困難者の誘導・対応訓練
- ・儀式及び行事中に大規模地震が発生した場合を想定した訓練

訓練の結果については、どのような課題があったかを分析し、それを踏まえて、人的・物的資源の確保と運用の実用的な検討を行うこととする。

3 計画の評価及び見直し

毎年度、本計画に定める対策の実施状況の確認を行うとともに、訓練や計画のテスト等を通じて問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべきところを改善し、計画を更新する。